

お客さまへ

平成 25 年 10 月 1 日より、貯金規定を一部改正いたします。

【注意】●既にお取引のあるお客様も、改正後の内容が適用されます。(但し、平成 25 年 9 月 30 日まで
に「こども貯金」をご契約のお客様は、平成 25 年 12 月 7 日からの適用となります。)

●主な改正内容(概要)は下記のとおりですが、詳しくはお取引の J A 窓口へお尋ね下さい。

下記の新旧表は、改正箇所のみ掲載しています。

○総合口座取引規定

改正後	改正前
<p>2. (取引店の範囲) (2)定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ(削除)、解約は当店のみで取扱います。ただし、定期貯金の 2 件目以降の預入れは当店のほか当組合のどこの店舗でも取扱います。 18. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ① 定期貯金の利息および定期積金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、定期貯金の利率は約定利率、定期積金の利率は約定利回りを適用するものとします。(後略)</p>	<p>2. (取引店の範囲) (2)定期貯金(追加)の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れは当店のほか当組合のどこの店舗でも、解約は当店のみで取扱います。ただし、(追加)2 件目以降の預入れは提携組合においても取扱います。 18. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ① 定期貯金の利息(追加)の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、(追加)利率は約定利率(追加)を適用するものとします。(後略)</p>

○総合口座(普通貯金無利息型)取引規定

改正後	改正前
<p>2. (取引店の範囲) (2)定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ(削除)、解約は当店のみで取扱います。ただし、定期貯金の 2 件目以降の預入れは当店のほか当組合のどこの店舗でも取扱います。 5. (貯金利息の支払い) (1)普通貯金には利息をつけません。 18. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ① 定期貯金の利息および定期積金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、定期貯金の利率は約定利率、定期積金の利率は約定利回りを適用するものとします。(後略)</p>	<p>2. (取引店の範囲) (2)定期貯金(追加)の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れは当店のほか当組合のどこの店舗でも、解約は当店のみで取扱います。ただし、(追加)2 件目以降の預入れは提携組合においても取扱います。 5. (貯金利息の支払い) (1)この貯金には利息をつけません。 18. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ① 定期貯金の利息(追加)の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、(追加)利率は約定利率(追加)を適用するものとします。(後略)</p>

○こども貯金規定

改正後	改正前
<p>3. (利息) この貯金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の普通貯金利率によって計算のうえ、この貯金に組入れます。(後略)</p>	<p>3. (利息) この貯金の利息は、毎日の最終残高 100 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の普通貯金利率によって計算のうえ、この貯金に組入れます。(後略)</p>

○スーパー定期貯金規定(複利型)、自動継続スーパー定期貯金規定(複利型)

改正後	改正前
<p>3. (利息) (3)(前略)その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、(後略)</p>	<p>3. (利息) (3)(前略)その利息(追加)は、(後略)</p>

○期日指定定期貯金規定

改正後	改正前
<p>4. (貯金の解約、書替継続) (1)(前略)当組合所定の定期貯金解約(削除)申込書または定期貯金書替継続申込書に(後略) (2)(前略)当組合所定の定期貯金解約(削除)申込書に(後略) 7. (印鑑照合) 定期貯金解約(削除)申込書(後略)</p>	<p>4. (貯金の解約、書替継続) (1)(前略)当組合所定の定期貯金解約(支払)申込書または定期貯金書替継続申込書に(後略) (2)(前略)当組合所定の定期貯金解約(支払)申込書に(後略) 7. (印鑑照合) 定期貯金解約(支払)申込書(後略)</p>

○自動継続期日指定定期貯金規定

改正後	改正前
<p>5. (貯金の解約、書替継続) (1)(前略)当組合所定の定期貯金解約(削除)申込書または定期貯金書替継続申込書に(後略) (2)(前略)当組合所定の定期貯金解約(削除)申込書に(後略) 8. (印鑑照合) 定期貯金解約(削除)申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し(後略)</p>	<p>5. (貯金の解約、書替継続) (1)(前略)当組合所定の定期貯金解約(支払)申込書または定期貯金書替継続申込書に(後略) (2)(前略)当組合所定の定期貯金解約(支払)申込書に(後略) 8. (印鑑照合) 定期貯金解約(支払)申込書、定期貯金書替継続申込書、(追加)諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し(後略)</p>

○自動継続変動金利定期貯金規定(複利型)

改正後	改正前
<p>8. (印鑑照合) 定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し(後略)</p>	<p>8. (印鑑照合) 定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、(追加)諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し(後略)</p>

○定期積金規定

改正後	改正前
<p>2. (証券類の受入れ) (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは積金になりません。不渡りとなった証券類は、この積金が通帳扱いのときは、この積金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この積金が証書扱いのときは、この積金の証書と引換えに、当店で返却します。</p>	<p>2. (証券類の受入れ) (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。</p>

○積立式定期貯金規定

改正後	改正前
<p>1. (預入れの方法) (削除) ⇒ 4 条へ</p> <p>3. (貯金の種類、期間、自動継続、支払時期等) (1)エンドレス型 ・個人 ⑧(前略)同号による期日の指定はなかったものとし、(後略) (2)満期型 ・個人 ⑧(前略)同号による期日の指定はなかったものとし(後略) 4. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 5~14 条は 1 条ずつ条送りとする。</p>	<p>1. (預入れの方法) (3)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日をを預入日とします。 (4)受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p> <p>3. (貯金の種類、期間、自動継続、支払時期等) (1)エンドレス型 ・個人 ⑧(前略)同項による期日の指定はなかったものとし、(後略) (2)満期型 ・個人 ⑧(前略)同項による期日の指定はなかったものとし(後略) (追加) ⇒ 1 条より</p> <p>4~13 (省略)</p>